

委員会提出議案第1号

太陽光発電事業の規制に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成30年9月26日 提出

提出者 総務委員会

委員長 井上勝彦

太陽光発電事業の規制に関する意見書

国は、エネルギー枯渇のおそれがなく、二酸化炭素などの温室効果ガスを排出しない再生可能な自然エネルギー発電の普及促進に取り組んでいる。

なかでも、太陽光発電は 2012 年に固定価格買取制度(FIT 法)がスタートして以来急速に拡大し、低炭素社会実現の機運のもと、個人居宅の家庭用ソーラーパネルから事業者によるメガソーラーまで、あらゆる規模の発電事業が行われるに至っている。

しかしながら、この太陽光発電施設が住宅地に近接した遊休農地や山林を伐採して設置されるなど、周辺環境との不調和や景観の阻害、反射光等による光害といった地域住民の住環境への悪影響のみならず土砂災害の発生が懸念される事例が生じている。

また、このような事例では地域住民や関係自治体への説明もないまま、ある日突然近隣の急傾斜地の立木が伐採されるなど、一般の感覚とはかけ離れた事業手法で発電設備が設置されており、事故発生時や事業終了時の適切な対応は期待できず、将来、大量の産業廃棄物が残されるのではないかと不安が増大している。

安全で安定的な電力の需給構造の再構築は、福島第一原子力発電所の事故を経験した日本国民の願いであり、太陽光発電をはじめとする再生可能自然エネルギー発電が寄与するところは大きいものとする。

よって、国においては、国民の不安を払拭し、太陽光発電の健全な普及に資するため、下記事項にかかる早急な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 太陽光発電事業者による土地の乱開発や自治体・地域住民をないがしろにした強引な事業計画に対し、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」等に基づく認可の取り消しを含め、強力な行政指導を行えるよう所要の法整備を早急に行うこと。
- 2 「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」を太陽光発電事業者が遵守すべき義務規定に改正し、事業実施後における遵守状況を国が責任を持って確認すること。
- 3 事業終了後に残る太陽光パネル等の発電施設の撤去及び処分を適切かつ確実に行われる仕組みを整備すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日
橋本市議会

(提出先) 衆参両院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣